

小・中学生の保護者の皆様へ

HP 17133

小・中学校の就学校指定の変更

教育委員会では、町立小・中学校の通学区域を定め、就学の際に住民登録地の属する校区の学校を就学指定校としています。

しかし、特別な事情があり指定校以外の学校を希望される場合で、教育委員会が許可する時は、一定期間、就学指定されている学校の変更ができます。

就学校の変更となる要件

- 病気、心身の障がい等の理由により、指定校への就学が困難な場合
- 住宅の新築により転居を予定し、入学時から転居予定地の学区の学校に就学を希望する場合
- 住宅金融公庫等の借り入れに関わる住所異動で、実際の異動が遅れる場合
- 年度途中で住所を他通学区域に異動した場合（学期末まで・最終学年は卒業までの間許可）
- すでに就学校の変更をしている小学6年生または中学3年生の兄弟がいる場合（兄弟の卒業までの間許可）
- いじめや不登校の改善に向けて配慮を必要とする場合

■手続き方法

変更希望の際は、学校教育Gへご相談ください。申し立て書の提出が必要となりますので、変更理由を証明する書類をご持参ください。



- 入学・転学先の指定校に希望する部活動がなく、従前（少年団活動等）からの継続的な活動が認められる場合（中学生のみ）

以下の部活動は就学校の指定変更が必要ありません。
拠点校方式 野球部、男子・女子バスケットボール部、陸上部
地域移行 サッカー・弓道

- 児童の帰宅時に保護者不在となる家庭で、祖父母宅や保護者の勤務先等に預けるため、預け先の学区にある学校へ就学を希望する場合
- その他特別な事情があり、配慮が必要であると認める場合

■就学校変更の決定

申し立てに対し、教育委員会が「指定した就学校の変更を相当と認める要件」に照らし、許可の可否を決定します。申し立てが許可された場合は、保護者へ「就学学校指定変更通知書」を送付します。

問 学校教育課 学校教育G（2階窓口18番） ☎ 77-6557

小・中学校に入学予定の児童生徒の保護者へ

HP 17134

入学準備金を支給します

町では、4月に小・中学校へ入学予定の児童生徒の保護者で、就学援助の要件に該当する方に、入学準備金を入学前の3月に支給しています。

補助金額（3月上旬に支給します）

新小学1年生 91,600円

新中学1年生 101,000円

申 必要事項記入のうえ、添付書類と合わせて学校教育Gへ提出

※入学予定のお子様がいらっしゃる世帯に送付している就学通知に申請書を同封していますのでご確認ください。

✂ 2月6日（金）

入学後の就学援助

入学前に入学準備金の支給を受けた方でも、学用品費や給食費等の就学援助を受ける場合は、再審査を受ける必要があります。4月に改めて学校へ申請書を提出してください。



支給認定の基準

- 生活保護が停止または廃止となった世帯
- 町民税が非課税・減免、個人事業税または固定資産税の減免を受けている世帯
- 国民年金掛金が半額以上免除されている世帯
- 国民健康保険税が減免されている世帯
- ひとり親家庭で児童扶養手当が支給されている世帯
- 前年の所得が低い世帯 など

問 学校教育課 学校教育G（2階窓口18番） ☎ 77-6557

申告が必要な方へ

HP 11798

確定申告が2月から始まります

確定申告は、前年1年間に所得があった方が所得税を精算するものです。給与所得者の多くは、年末調整で精算が済んでいますが、2か所以上から給与を貰っている方、給与以外の所得がある方は申告が必要ながあります。

申告の受付

場所 役場1階 第1会議室

年金所得者の還付申告

期間 2月6日（金）～13日（金）（土日祝を除く）

所得税の確定申告

2月16日（月）～3月13日（金）（土日祝を除く）

時間 9：30～11：30、13：00～16：00

確定申告書や申告の手引きなどは1月下旬頃から役場2番窓口の向かい側に設置予定です。

※営業・不動産・譲渡・山林所得の確定申告・消費税の申告は、直接税務署へご相談ください。

障害者控除（要介護）

対象 65歳以上で、介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けている方

提出書類 障害者控除認定書

※1月初めから役場高齢介護G（窓口6番）で交付対象の方がいる場合は、事前に交付を受けてから申告会場へお越しください。

医療費控除

対象 令和7年中に10万円（総所得が200万円未満の場合、その金額の5％）以上の医療費を支払った方

提出書類 令和7年分医療費控除の明細書【内訳書】
※医療費の領収書やお知らせをもとに記入
明細書の作成支援は行いません。必ず事前に作成してから申告会場へお越しください。

住宅借入金等特別控除

対象 令和7年中に住宅をローンで購入した方

提出書類

- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（紙でご用意ください）
- 工事請負証明書の写しまたは家屋の売買契約書の写し
- 土地の売買契約書の写し（敷地を購入した場合）
- 家屋の登記事項証明書
- 土地の登記事項証明書（敷地を購入した場合）など

問 税務課 課税G ☎ 77-6534

事業主のみなさまへ

HP 2479/2488

給与支払報告書・償却資産申告書を期限内にご提出ください

給与支払報告書作成のポイント

その① 専従者給与は種別「専給」

専従者に給与を支払う場合、種別に「専給」と記載してください。（通常の給与・賃金と区別するため）

その② 社会保険料が年金天引きの場合

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払いが「年金天引き」の場合、年金天引き分は年末調整しないでください。（年金報告書で控除するので重複控除になるため）

その③ 年末調整をしていない場合

年末調整をしていない場合、控除対象扶養親族の記載があっても扶養控除は適用になりません。給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出がある場合は、年末調整後の給与支払報告書を提出してください。

その④ 各種控除の変更等に留意

令和7年度税制改正により、各種控除の見直しや新しい控除が創設されています。従来の計算と変わってきますので、十分にご確認ください。

償却資産を所有している方へ

令和8年1月1日現在で、事業に使用する資産を町内に保有されている方は、償却資産申告書の提出が必要です。
※償却資産…土地・家屋以外の事業に使用する資産

申告漏れに注意！

所得税の減価償却資産台帳と固定資産税の償却資産申告書に記載している資産に相違が見受けられます。申告漏れがないよう、資産を十分ご確認ください。

申告書等は12月中旬に発送済ですが、届いていない場合はご連絡ください。

提出期限

償却資産
申告書

1月30日（金）

給与支払
報告書

2月2日（月）



問 税務課 課税G（給与支払報告書 ☎ 77-6534 / 償却資産 ☎ 77-6535）